

甲種防火管理新規講習実施要綱

1 目的

この講習は、消防法第8条第1項の規定による防火管理者の資格を同法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づき付与することを目的に実施するものです。

2 講習日時

令和8年7月30日(木) 8時30分から17時00分まで

令和8年7月31日(金) 8時30分から12時15分まで

3 講習受付

受付は、両日とも8時00分から8時30分です。

4 講習会場

長門市東深川1902番地1 長門市消防本部 3階講堂

5 受講費用

テキスト代として、3,700円を受講当日に納めてください。

6 申込方法

受講申込書(長門市消防本部ホームページからでもダウンロード可能)に必要事項を記入し、写真(縦4cm×横3cm、白黒又はカラー)を貼付したうえ、消防本部予防課へ申し込みください。

※郵送・FAX・mailでも受け付け可能です。

7 申込受付期間

令和8年7月6日(月)から7月21日(火)まで

8 定員

会場の都合により定員を30名先着順としますが、市内勤務者及び在住者は5名まで追加で受け入れます。

9 講習科目の一部受講免除

消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方又は自衛消防業務講習の課程を修了し、修了証の交付を受けている方は、「防火管理の意義と制度の概要」の受講免除を受けることができますので、該当の免状又は修了証の写しを添付して申し込みください。

10 その他

- (1) 2日間の全科目を受講された方に修了証を交付します。
(遅刻又は早退した場合は修了証の交付が受けられません。)
- (2) 講習当日は、筆記用具を持参してください。
- (3) 2日目は実技訓練を行いますので、動きやすい服装で受講してください。
- (4) 車両は、消防本部敷地内に駐車可能ですが、台数に制限があります。できる限り、乗り合わせなどの対応をお願いします。
- (5) 1日目に昼食(税込 550 円)を希望される方は、受付時に注文してください。
なお、受講費用及び昼食代とも、お釣りの要らない様ご協力をお願いします。
- (6) 受講票は発行いたしません。

送付先・お問い合わせ

〒759-4101 長門市東深川 1902 番地1

長門市消防本部 予防課調査指導係

電話:0837-22-5297(直通)

FAX:0837-22-0428

Mail:shobo.chosa@city.nagato.lg.jp